

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成17年 7月 6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市保土ヶ谷区における老人福祉センターの指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するため、「老人福祉センター指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の設置及び運営その他について、横浜市保土ヶ谷区老人福祉センターの指定管理者の指定に関する要綱(平成17年7月6日保地振第178号)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、本事業に関する次の事項を所掌する。

- (1) 公募要項に関すること。
- (2) 選定基準に関すること。
- (3) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (4) 優先交渉権者及び次点の選定に関すること。
- (5) 選定結果の保土ヶ谷区長への報告に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、区職員、福祉施設等の運営に関する有識者、学識経験者及び利用者代表等その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、指定管理者の指定等について保土ヶ谷区長から委嘱された日から、老人福祉センターにかかる指定管理者が指定された日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、委員長の認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審議)

第7条 委員会は、老人福祉センターの指定管理者に応募したものについて、指定管理者の選定基準に基づき審議し、保土ヶ谷区長に意見を述べるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、当該事案に参加してはならない。また、委員が当該事案に関する公募に参加したことが判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選考対象外とする。

3 委員は、選定のうへで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(関係職員の出席等)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保土ヶ谷区役所総務部地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 6日から施行する。